

簡易公募型に準じた総合評価落札方式（簡易型）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成30年3月8日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 坂 克人

1. 業務概要

(1) 業務名 港湾整備等に係る沿岸気象海象情報及び波浪等予測情報提供業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、港湾整備等に係る工程管理及び安全確保並びに防災対策を目的として、業務対象領域の沿岸気象海象に係る詳細な情報を収集するとともに、地形及び浅海域を考慮した精度の高い予測情報を得るものである。また、沿岸気象海象に関する各種情報を情報端末にて提供するものである。

(3) 履行期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

(4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

また、本業務の予定価格が100万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(5) 本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている

者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、開札の時までに上記一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

- (3) 会社更生法に基づき更新手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 気象庁より予報業務許可（気象及び波浪）を取得、若しくは開札の時までの期間に取得見込みであること。
- (5) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2－2 設計共同体

- (1) 2－1に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 30 年 3 月 8 日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から「港湾整備等に係る沿岸気象海象情報及び波浪等予測情報提供業務」に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
- (2) 各構成員は実施する分担業務に応じて 1 名以上の担当技術者を配置できること。
また、代表者たる構成員は、管理技術者 1 名を配置するものとする。
- (3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

2－3 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（昭和 54 年 4 月 1 日付け府開管理第 469 号）（以下「競争契約入札心得」という。）第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

- (1) 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - a) 子会社等と親会社等の関係にある場合
 - b) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしa) については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- a) 一方の会社の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - b) 一方の会社の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

2-4 入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

なお、技術提案者が11者以上となった場合は、上位10者を指名する。

2-5 参加表明書に対する要件

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務等について、平成17年度以降公示日までに完了した国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等が発注した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、1件以上の実績を有さなければならない。

- ・ 同種業務 : 波浪解析業務
- ・ 類似業務 : 波浪解析業務、気象予測業務又は気象観測業務

なお、設計共同体の場合は構成員の代表者が1件以上の実績を有すること。

② 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。

なお、設計共同体の場合は構成員の代表者が1件以上の実績を有すること。

③ 平成27年度から平成28年度末までに完了した業務のうち、国土交通省各地方整

備局（港湾空港事業）及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港事業）の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績が2年連続で60点以上であること。

ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

④ 業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は、平成30年3月20日（火）を予定する。

① 予定管理技術者

予定管理技術者については下記のア)、ウ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1]気象予報士

[2]技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設部門）の資格を有し、技術士による登録を行っている者。

[3]技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

[4]技術士（建設部門又は応用理学部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門又は応用理学部門）に4年以上従事している者。

[5]博士（工学）

[6]RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門又は港湾及び空港部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

[7]土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

[8]APEC エンジニア (Industrial、Civil、Structural、Geotechnical、Environmental)

なお、予定管理技術者が気象予報士の資格を有していない場合は、気象予報士の資格を有する担当技術者を配置すること。

イ) 下記のいずれかの実績を有する者

下記に示される同種又は類似業務等について、平成 17 年度以降公示日までに完了した国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等が発注した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、1 件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：波浪解析業務

類似業務：波浪解析業務、気象予測業務又は気象観測業務

ウ) 平成 27 年度から平成 28 年度末までに完了した業務のうち、担当した国土交通省各地方整備局（港湾空港関係）及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）の平均業務成績が 60 点以上であること。

ただし、100 万円以上の国土交通省各地方整備局及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

(3) 指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するものうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

③ 上記において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は 60 点とする。

③ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記 ア)、イ) の評価項目毎及び本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、ウ) の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

ア) 配置予定技術者の経験及び能力

イ) 実施方針

ウ) 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\begin{aligned} \text{技術評価の得点合計} &= (\text{ア) に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times \\ &\quad (\text{ウ) の評価に基づく履行確実性度}) \end{aligned}$$

$$\text{技術提案評価点} = \text{イ) に係る評価点}$$

④ 詳細は、入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号

沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係

TEL 098-866-0031 (内) 2528

FAX 098-861-3654

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は電子入札システムから入手するものとする。(ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記 4. (1) にて交付する。)

交付期間 : 平成 30 年 3 月 8 日 (木) から平成 30 年 3 月 29 日 (木) までの
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 15 分まで

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記 2-1 (2) に掲げる一般競争参加資格の定期受付に係る申請を行っている者とする。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 : 平成 30 年 3 月 13 日（火）17 時 15 分
ただし、紙入札方式による場合は、同日の 17 時 15 分（必着）

提出場所 : 4. (1)に同じ。

提出方法 : ① 電子入札システムによる場合
電子入札システムにより提出。ただし、3MB を超える場合は、
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に
より提出すること。（必着とする。）
② 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に
より提出すること。（必着とする。）

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 : 平成 30 年 3 月 26 日（月）17 時 15 分
ただし、紙入札方式による場合は、同日の 17 時 15 分（必着）

提出場所 : 4. (1)に同じ。

提出方法 : ① 電子入札システムによる場合
電子入札システムにより提出。ただし、3MB を超える場合は、
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に
より提出すること。（必着とする。）
② 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に
より提出すること。（必着とする。）

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法 : 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式によ
る場合は、紙により 4. (1)に持参すること。

入札日時 : 電子入札システムによる場合の締め切りは平成 30 年 3 月 29 日（木）
17 時 15 分まで
持参による場合の締め切りは平成 30 年 3 月 29 日（木）
17 時 15 分まで

開札日時 : 平成 30 年 3 月 30 日（金）15 時 00 分

開札場所 : 沖縄総合事務局開発建設部入札室

5. その他

- (1) 手続において使用する言語および通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金　免除
 - ② 契約保証金　免除
- (3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4. (1)に同じ。
- (7) 本案件は資料の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。
- (8) 技術提案書（技術提案の履行確実性の審査に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（入札説明書参照）
- (9) 配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。（詳細は業務説明書による。）
- (10) 本業務にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は、平成 30 年 4 月 2 日とする。ただし、当該業務にかかる平成 30 年度予算成立が 4 月 3 日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となつた場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
なお、履行開始日は平成 30 年 4 月 1 日からとする。
- (11) 詳細は入札説明書による。

6. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Katsuhito Saka, Director-General, Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.
- (2) Subject Matter of the contract : Reporting duties of the walrus prediction
- (3) Time-limit to express interests by electronic bidding system : 5:15 P.M. 13 March 2018.
- (4) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5:15 P.M. 29 March 2018
- (5) Bid Opening : 15:00 30 March 2018
- (6) Contact point for tender documentation : Contract Section Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2-1-1 Omoromachi, Naha-city, Okinawa-prefecture, 900-0006 Japan, TEL 098-866-0031ex. 2528.